

令和8年度 特定教育・保育施設等及び認可外保育施設の

指導監査の基本方針及び重点事項

1. 基本方針

特定教育・保育施設等（公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園）、及び認可外保育施設において、関係通知等に基づく基準等の実施が適正に行われているかどうかを調査し、必要な是正の処置を講ずること等により、特定教育・保育施設等及び認可外保育施設における適正かつ円滑な運営の確保を図ることを目的とし、「新潟市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」、「新潟市認可外保育施設立入調査実施要綱」及び「新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者指導監査要綱」に基づき実施するものとする。

2. 指導監査方法

指導監査は、公立保育所、私立保育所、認定こども園については実地監査、地域型保育事業、私立幼稚園については実地指導、認可外保育施設については立入調査により実施する。

（実施基準）

（1） 公立保育所、私立保育所、認定こども園、地域型保育事業、私立幼稚園：

原則として2年に1回、指導監査を行う。ただし、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

認定こども園及び私立幼稚園において、自ら公認会計士又は監査法人による外部監査を受け、その報告書等から大きな問題が認められない場合には、会計監査を省略することができる。

（2） 認可外保育施設：

原則として2年に1回、指導監査を行う。ただし、相当の長期間経営され、かつ、児童の処遇を始めその運営が優良であると認められる場合は3年に1回とすることができる。

なお、指摘件数が多い等問題のある施設や、必要と認める場合は、この限りではない。

（選定方法）

各施設の過去の指導監査結果等を考慮して、実施基準に基づき福祉部福祉監査課・こども未来部幼保支援課が指導監査対象施設等を決定する。

3. 重点事項

過去の指導監査結果及び最近問題となった事項等を考慮して重点事項を定めて指導監査等を実施する。

（1） 適切な保育・教育の提供

ア 全体的な計画について、保育の全体像を包括的に示すものとし、教育・保育施設が創意工夫して保育できるように作成してされているか。

イ 全体的な計画に基づき、園児の実態を踏まえた長期的及び短期的な指導計画が作成されて

- いるか。また、園児に計画どおりに「させる」保育ではなく、園児の状況や遊びの展開に応じて環境や保育士等の関わりを柔軟に工夫し、園児とともに保育を創り出しているか。
- ウ 障がいのある園児について、他の園児と共に成長できる観点で指導計画に位置づけ、必要に応じて個別の指導計画が作成されているか。また、一人一人の発達の特長や課題、興味・関心等を踏まえ、遊びが展開されるような保育が行われているか。
- エ 職員による園児に対する虐待の未然防止に向けた体制（職員研修、日常的な振り返り、相談体制等）が整備・実施されているか。また、虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかな報告・通報及び事実確認を行い、関係機関と連携した適切な対応が行われているか。
- オ 小学校や施設間との円滑な接続について、教育・保育施設と小学校がそれぞれの専門性を発揮しながら、対話を通じて共通理解を図るなど、互恵的な取組を行っているか。
- カ 入所時の健康診断、年2回の定期健康診断を適切に実施しているか。

(2) 事故防止等の安全対策

- ア 安全計画を策定するとともに、職員に対する周知や研修・訓練の実施、保護者に対する取組内容等の周知が行われているか。
- イ 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。食事における誤嚥及び窒息、食物アレルギー・異物混入等の事故防止対策が徹底されているか。
- ウ プール活動・水遊び、園外活動時、その他保育・教育中の事故防止に配慮しているか。
- エ 事故防止に向けた安全管理体制が適切に整備・実施されているか。また、事故発生時において、応急処置、市への連絡、保護者への報告等を含め、迅速かつ適切な対応が行われているか。